国立大学法人京都大学　産官学連携本部　宛

**新型コロナウイルス感染症に関連する知的財産権の利用等に関する宣言書**

当社は、３に記載する利用等条件を遵守の上、京都大学が保有する１記載の対象知的財産権を２記載の研究開発内容において利用することを、宣言し、これを京都大学に届出ます。

**１　対象知的財産権**

|  |
| --- |
| （※京都大学が保有する特許権、実用新案権、著作権を記載） |

**２　研究開発内容**

|  |
| --- |
| （※新型コロナウイルス感染症対策に関連する研究開発に限る。また、製品提供等は含まない。） |

**３　利用等条件**

1. 当社は、京都大学の「新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発に対する産官学連携ポリシー」の趣旨を理解し、本宣言第2項（研究開発内容）において特定される研究開発（ただし、新型コロナウイルス感染症の蔓延終結を唯一の目的とするものに限る。）にのみ、第１項所定の対象知的財産権について実施その他の利用（以下、「利用等」という。）をする。また、当社は、第三者に対し、対象知的財産権の利用等を許可しない。

②　当社は、新型コロナウイルス感染症に関連する京都大学の研究成果を迅速に社会貢献へ結びつけるため、最大限の努力を払う。

③　当社は、利用等をするにあたり、関係法令を遵守する。

④　当社は、対象知的財産権の利用等をする研究開発の進捗の状況について、京都大学の求めに応じ、随時報告する。

⑤　当社は、本宣言に基づく対象知的財産権の無償での利用等を、WHOによる新型コロナウイルス感染症に関するパンデミック終息宣言がなされる日まで（但し、最長で2022年12月31日まで）の期間に限って行う。当該期間経過後も利用等を継続する場合、別途京都大学と実施許諾契約その他の利用許諾契約を締結する。

⑥　当社が、利用等により製造した有償又は無償の製品の提供を行う場合は、別途京都大学と実施許諾契約その他の利用許諾契約を締結する。

⑦　当社は、本宣言に関連して当社又は京都大学から秘密情報の開示がある場合、京都大学と秘密保持契約を締結する。

⑧　当社は、京都大学が行う対象知的財産権の維持及び保全の手続又は放棄について異議を述べない。

⑨　当社は、京都大学が、対象知的財産権について、権利の有効性、商品性、特定目的適合性その他に関し一切の保証を行わないことを理解し、対象知的財産権の利用等の結果当社に生じた損害について京都大学に補償又は賠償を求めない。

⑩　当社は、京都大学が「新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発に対する産官学連携ポリシー」に則り、当社による対象知的財産権の利用等に対し差止請求、補償請求その他の知的財産権の行使を行わないことをもって、京都大学が当該利用等について当社に対し専用実施権、通常実施権その他の利用権の設定又は許諾を行うものではないことを了解する。

⑪　当社に本利用等条件を含む本宣言記載事項の違反があった場合、当社に不当若しくは不法の行為があった場合、又は当社が反社会的勢力に該当し若しくはこれに関与する場合には、京都大学は、対象知的財産権の利用等に対し差止請求、補償請求その他の知的財産権の行使を制限なく行うことができることを了解する。

⑫　京都大学が、当社の同意を得ることなく、営利又は非営利目的で、自ら対象知的財産権を実施その他の利用等をすることができ、かつ、対象知的財産権を第三者に対し実施許諾その他の利用許諾をすることができることを了解する。

⑬　当社は、本宣言に基づく利用等を行わないこととなった場合、速やかに京都大学に対して通知する。

⑭　本宣言に関連して、当社と京都大学の間に紛争が生じた場合には、日本法を準拠法とし、京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇　〇〇番地

連絡先電話番号〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇〇〇

添付書類：当社登記事項証明書及び印鑑登録証明書